

「第2次下関市住民自治によるまちづくり推進計画」(素案)に対する意見照会について

1. 実施期間 令和元年10月25日(金)～令和元年11月20日(水)

2. 意見提出状況

地区数 4地区

意見件数 19件

3. 意見・提案に対する対応方針

対応区分	対応方針	件数(件)
1	計画案を修正・追加する。	1
2	計画案に盛り込まれており、修正しない。	0
3	計画案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	14
4	検討の結果、計画案に反映しない。	0
5	その他(質問への回答)	4
合 計		19

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

地区	No.	該当項目	意見の要旨	意見に対する課の考え方	対応方針
勝山	1	全体	<p>本計画は、基本的に市のための活動（施策）計画の内容であるが、住民自治によるまちづくりの推進に関する条例第6条を踏まえて、「まちづくり（事業）をどのように進めるか」というような内容の計画であることが望まれた。そうでない場合、条例の見直しも考えるべきであったのではないか。（市民協働参画条例との関係も含めて）</p>	<p>本計画は、「住民自治によるまちづくりの推進に関する条例」（以下「条例」という。）第1条（「住民自治によるまちづくりの基本理念を定め、市の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の設立等及び市の支援に関し必要な事項を定めることにより、人と人とのつながりを大切にし、地域の力が発揮できるまちづくりの推進することを目的とする。」）に基づき、その実現のために策定するものです。</p> <p>「各地区において、まちづくり（事業）をどのように進めるか」といった協議会の役割につきましては、住民が地域の将来像や課題について中長期的な共通目標を共有するための「まちづくり計画」の策定とその実現に向けた計画的な取組により進めていただくことが有効と考えております。</p> <p>なお、「まちづくり計画」策定のための支援につきましては、第5章1（5）「まちづくり計画の推進」にお示ししております。また、『まちづくり計画書策定の手引き』については、今年度中に、より策定に取組みやすい内容に改定する予定にしております。</p>	5
勝山	2	全体	<p>計画検討委員会に、まちづくり協議会に精通した委員が就任していたかどうか疑問。協議会と自治連合会との関係も不明瞭なままでは？</p>	<p>まちづくり推進計画検討委員会委員については、下関市内で広く活動が行われ、今後の住民自治によるまちづくりを推進する上で、住民自治組織への積極的な参加を望む7団体と学識経験者から、各政策分野に直接の利害関係を持たず、公平公正な立場から推進計画の策定に携われる方々に就任していただきました。</p> <p>まちづくり協議会と自治連合会については、当初、連合自治会のまとまりを基本としてまちづくり協議会を設立したことから、その関係性について不明瞭な地区があることも事実です。第5章3（1）「市民理解と市民参加の促進」にお示ししておりますとおり、より効率的にまちづくり活動が展開で</p>	5

				きるよう、連合自治会を含む地域団体の実態を把握し、団体間の連携強化を図ります。	
豊浦	3	第1章 3.計画の 期間	<p>「令和7年度以降については、…次期計画を検討します。」をストレートに解釈すると、7年度以降に効果測定等を実施することになり、次期計画(3次計画：7年4月開始)には反映できないと思われるが、第2次計画では、1年前から検討しているのでは？</p> <p>それとも、第1・2次計画を1区切りとし、次期計画の新たな姿(自主財源の確保に伴う現制度の見直しを含)での再出発をお考えということか？その場合は、その旨を明確に記載された方が誤解を生じないのではないか？</p>	<p>第3次計画の計画期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間となる予定です。</p> <p>第3次計画に本計画のP.2「3.計画の期間」の3行目以降について、「令和7年度以降については、それまでの間の支援策の効果や住民が主体となつて行うまちづくり活動の状況に鑑み、次期計画を策定します。」に修正しました。</p>	1
東部 5	4	第5章 推進項目1 (1) ①組織体制、活動状況等の現状把握	<p>第1次計画の組織体制である部会制は東部5地区に共通する活動にあつては必要。</p> <p>しかし、東部5地区にはそれぞれに地域特性があり、部会の活動内容が地域に反映しておらず、地域住民には東部5地区まちづくり協議会の存在が薄く、住民に知られていない。</p> <p>また、これまでの取り組みの中で、部会運営の行き詰まりによる部会長の負担増加や、各部会活動を把握し、取りまとめる事務局の負担増加といった課題が顕在化しているといわれ、地域住民にあつては協議会が何をしているか理解されていないし、組織の存在も意識も薄い。</p> <p>今後は、部会制と、支部制を併用制にして、</p>	<p>第1次計画の「まちづくり協議会の組織体制(例)」においては、「まちづくり協議会」設立の際の参考例として、「部会制」をお示ししましたが、組織づくりにあたっては、地区の実情や地域特性を生かした組織体制にさせていただきたいと考えております。</p> <p>本計画では、各協議会の力がより発揮できるよう、現在の協議会の運営状況や活動状況等の問題点を考慮しながら、部会制、支部制、プロジェクト制、各制度の併用制等、組織体制の再編支援に取り組みます。</p>	3

			<p>部会制での取り組みはこれまで通り部会で行い、支部制にあつては委員のみで実施するのではなく、例えば活動計画の「日程、場所、内容」等を支部の中心となる連合自治会等に報告し協力を要請し、地域住民が参加することにより東部地区の活性化を図るまちづくり組織として協議会の存在を高める。</p> <p>さらに、活動計画の策定に当たっては部会委員の意見等を取り入れ、活動を共にし、地域に応える協議会の活動を展開する必要があると思う。</p>		
勝山	5	<p>第5章 推進項目 1 (4) ①地区の 担い手づ くりへの 支援</p>	<p>各活動事業に精通した人材を行政において発掘し、各地区に宣教できるシステムの構築を望む。</p>	<p>人材発掘対策については、第5章推進項目1(4)①「地区の担い手づくりへの支援」に施策の方向性を記載しております。今後の継続的、発展的なまちづくり活動のためには、地域人材の発掘と育成が必要不可欠です。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の具体的な取組の参考にさせていただきます。</p>	3
豊浦	6	<p>第5章 推進項目 1 (4) ①地区の 担い手づ くりへの</p>	<p>本計画中、唯一、新味があるのは下2行目の研修会等の実施である。</p> <p>人材の発掘・育成は、自主財源づくりのための組織づくりとリンクする。例えば、NPO化や公益・一般社団法人化により公共施設の指定管理を受託し、それに従事する人材が、同時にまちづくり活動にボランティアとして参加する</p>	<p>人材発掘対策については、第5章推進項目1(4)①「地区の担い手づくりへの支援」に、自主財源の確保については、第5章推進項目2(2)「自主財源確保の推進」に、それぞれ施策の方向性を記載しております。</p> <p>ご指摘のとおり、人材発掘と自主財源確保の連携は、今後のまちづくり活動の拡大と充実にとって、必要な要素の一つと考えます。</p> <p>本計画では、それぞれの推進項目について施策を示しておりますが、具体的な取組を進める際には、協議会の法人化や指定管理制度導入の可能性と、</p>	3

		支援	<p>という方向を目指すことも一つの方法。</p> <p>多くの方が70歳前後まで働く中、そのような方々にもまちづくり活動へ関与してもらうためには、まちづくりが受託した指定管理の施設で働く方々に職務以外の時間帯にボランティア活動に従事してもらうという方向も視野に入れる必要がある。</p> <p>また、地域の既存団体も、既に人材の面から活動の継承が困難になりつつある中、一般的に担い手づくりを叫んでも見通しは良くならない。</p>	<p>人材発掘支援と自主財源確保支援の連携についても十分考慮しながら取り組んでいきたいと考えております。</p>	
豊浦	7	<p>第5章 推進項目 1 (4) ②行政の 人材育成</p>	<p>「地域サポート職員による、まちづくり協議会のニーズに沿ったサポート」のうち、「まちづくり協議会のニーズに沿った」を削除する。</p> <p>各地区まちづくり協議会が要望(希望)すれば、対応してもらえるという誤解を招くのではないか？</p> <p>例えば、希望すれば、市職員又は市が雇用した職員のまち協事務局への常駐化も検討いただけると理解するところがあるのではないか？</p> <p>市の積極的な支援の姿勢を示したいと言う考えは理解できるが、現実的な対応としては、サポート職員の支援体制について新たな仕組みづくりを模索していくのではなく、現行制度をより良い方向に見直していくことではないかと考える。</p>	<p>資料編 P.28 「IV 市の支援について」 16、17 にありますように、地域サポート職員に求められる支援は、協議会によって様々です。</p> <p>ご指摘のとおり、要望によっては必ずしも対応できない可能性もございますが、自主財源確保のための支援や各種団体との連携等、今後のより充実した協議会活動のため、各協議会の課題と要望を聴取しながら、可能な範囲での支援を検討、実施したいと考えております。</p> <p>引き続き、行政と地域をつなぐパイプ役としての役割についても、支援の充実と見直しを進めていきます。</p>	3

豊浦	8	<p>第5章 推進項目 1 (4) ②行政の 人材育成</p>	<p>市職員が担当している課題が、まさに、まちづくりの課題であるという認識を持って取り組む必要性を、改めて強調する。</p> <p>例えば、買物難民対策としての公共交通機関の見直しと充実や空き家対策などは、まさにまちづくりの課題であり、そのような認識を持って日々の職務に精励するのであれば、特に時間外のボランティアへの参加にこだわる必要もないと思う。</p>	<p>今後は、公共交通機関の見直しと充実や空き家対策等、まちづくりの課題に直結する部局に所属する職員はもちろんのこと、様々な部局に所属する全職員が、地域住民の一人としてまちづくり活動に関わるような体制づくりが重要であると考えます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、具体的な取組を進める中で、是非取り入れさせていただきたいと考えています。</p>	3
豊浦	9	<p>第5章 推進項目 1 (5)まち づくり計 画の推進</p>	<p>「第3章 第1次計画の取組と評価」において、『「まちづくり計画」の策定が進んでいます。』とあるが、資料「10. まちづくり協議会アンケート結果Ⅱまちづくり計画について」、策定が進んでいると言えるのか疑問。</p> <p>また、策定済みが4地区に留まっている一因として、現マニュアルでは、大きく構えすぎているということが言われており、そのため、豊浦地区でもその策定には非常に苦労した。</p> <p>なお、ネットワーク会議では、策定しやすいマニュアルに改定すると言及されている。</p> <p>策定済みが4地区に留まっていること、策定すら取り掛かっていない地区があること、マニュアルを見直すこと等に加え、まちづくり計画を策定する意義に対する市としての考え方(「地域自らの目標に向かって、地域自らが何ができるかを考え、実行する」ことの一助となる)に</p>	<p>ご指摘のとおり、資料編P.26「Ⅱ まちづくり計画について」によると、計画策定に取りかかっていない7協議会のうち、5協議会についてはその必要性について「あまり感じていない」と回答しており、必ずしも順調に策定が進んでいるとは言えない状況です。</p> <p>「まちづくり計画」は、「各地区において、まちづくり(事業)をどのように進めるか」といった協議会の役割について、住民が地域の将来像や課題の中長期的な共通目標を共有するための根幹となるものです。</p> <p>計画策定のための支援につきましては、第5章1(5)「まちづくり計画の推進」にお示ししておりますが、今一度その重要性について周知を図りながら、支援を進めてまいります。</p> <p>なお、『まちづくり計画書策定の手引き』については、今年度中に、より策定に取組みやすい内容に改定する予定にしております。</p>	3

			も言及すべきである。		
豊田	10	第5章 推進項目 1 (6) ②地域情報 の受発信 体制機能 向上のた めの支援	町内の行事や、訃報等、オフトークが廃止され不評である。情報発信するための支援とうたわれているが、行政がどこまで支援するのか？	行政や協議会が、効率的に住民ニーズを拾い上げるためには、地域情報の発信体制の向上が重要であると考えます。 従前のオフトーク制度のような、地区内の、更に特定地域への情報発信支援につきましては、各地区の意見を聴取しながら、支援の可能性について検討してまいります。	3
豊浦	11	第5章 推進項目 1 (6) ②地域情報 の受発信 体制機能 向上のた めの支援	「効率的に住民のニーズを拾い上げるための方策」に加え、拾い上げたニーズを協議会と行政が協働して解決していく姿勢の表現が欲しい。 まちづくり推進部が市民部に統合され、まちづくり政策課になった時点で、まちづくり協議会に対する支援が省力化になっていると思わざるを得ない。情報の提供、共有だけでなく、職員（サポート職員ではなく）の派遣による事業の実態把握などが必要では？	各協議会の地域課題の解決への支援につきましては、第5章推進項目1（2）②「継続的な人的支援」や推進項目3（1）②「コーディネート機能導入検討」で述べておりますとおり、行政や各種団体から得られる支援の助言や、それらの団体との連絡調整役としての役割等により、協議会と協働しながら取り組んでまいります。 また、各地区の運営状況や活動状況等の実態把握のため、今後は、まちづくり政策課職員による各協議会への訪問についても検討しています。	3
勝山	12	第5章 推進項目 2 (1) ①自立性	事業効果の評価、他の補助金との調整を図りつつ、交付金の使途を既存のまちづくり事業にも充当できるよう運用の幅を広げる。	交付金の運用については、第5章推進項目2（1）①「自立性を重視した交付金使途の検討」にてお示ししております。 いただいたご意見につきましては、各地区の意見を聴取しながら、今後、まちづくり協議会が、地域の特性を生かしたより効果的な活動を行えるよう、交付金の運用検討の際の参考にさせていただきます。	3

		を重視した交付金使途の検討			
東部5	13	第5章 推進項目 2 (1) ①自立性を重視した交付金使途の検討	東部5地区の各地区が従来から共通実施している活動、例えば「夏祭り」等に協議会の当初予算に交付として財政支援を行ってほしい。 自治連合会や地区社会福祉協議会の予算が逼迫している。	まちづくり協議会には、地域住民や各種団体等と相互補完を図りながら、効率的かつ効果的に課題解決や地域活性化に取り組む、という役割があります。 予算減少や担い手不足により、活動が困難になった地域の既存団体等の事業への交付金の充当については、第5章推進項目2(1)①「自立性を重視した交付金使途の検討」の中で、具体的な取組を進める際の参考にさせていただきます。	3
東部5	14	第5章 推進項目 2 (1) ②安定的、継続的な交付金制度の運用	インセンティブ制度について、部会の有効な活動のため、早くから交付金の満額を確保できるようにする必要がある。 東部5地区において共通して取り組む事業に効果があると思う。	地域力アップ事業（インセンティブ制度）については、協議会のまちづくり活動への意欲を奨励し続ける制度となるよう、事業応募・審査時期に加え、1事業当たりの加算額や対象事業等、各地区の意見を取り入れながら、より良い運用方法について検討していきたいと考えております。	3
豊田	15	第5章 推進項目 2 (2) ①収益事	収益事業の内容を、どの程度と考えておられるのか。	今後のまちづくり協議会の発展のためには、自主財源確保の推進が不可欠ではあるものの、収益事業に取り組むためには、人材確保や組織体制の強化、税務上の課題解決など、クリアすべき課題が山積しております。 収益事業の具体的な内容については、本計画中に、各地区の課題や活動状況、組織体制を鑑みながら、長期的な視点に立って、協議、検討を進めてま	5

		業取組のための支援		います。	
豊浦	16	第5章 推進項目 2 (2) ①収益事業取組のための支援	市の支援策として、NPOや社団法人などの立ち上げの説明会などを加える。 自主財源を持つための収益事業を行うことになれば、税金の問題も発生する。NPOや公益社団法人などの取得も視野に入れ、組織づくりは当然ながら、5ヵ年計画の中では、法人化のための知識や仕組みを知るための勉強会が必要と思われる。	協議会のNPO化、法人化のための説明会や勉強会の開催については、収益事業取組のための具体的な支援策の一つとして参考にさせていただきます。	3
勝山	17	第5章 推進項目 2 (6) ①協議会相互の情報共有の仕組みづくり	下関市まちづくり協議会総会(大会)を開催し、各地区の事業から選ばれた活動事例等を発表する。	地区間の情報交換の場の創出は、効果的な事業展開や、各協議会の活動に対する意識高揚のために有効であると考えています。いただいたご意見につきましては、今後の具体的な取組の参考にさせていただきます。	3
豊浦	18	第5章 推進項目 3 (1)各種団体との連携強化	①各種団体との交流の場の仕組みづくり、②コーディネート機能の導入検討に、③各種団体との共催事業の実施を目指すという項を付加する。そのために、交付事務の手引きの見直しを行い、共催事業の円滑な実施が可能になるようにする。	各種団体との共催事業の実施については、第5章推進項目2(1)でお示しする①「自立性を重視した交付金使途の検討」の具体的な取組において、まちづくり協議会が、地域の特性を生かしたより効果的な活動を行えるよう、慎重に検討を進めたいと考えております。 また、組織の統廃合を含む地域の既存団体との連携については、各地域の現状と特性に合った組織体制の整備に有効であると考えています。	3

			<p>まちづくり協議会が中学校区で設立されている現状では、小学校区毎の既存の各種団体と連携する以外には、まちづくり活動のさらなる充実と拡がりには難しいと思う。</p> <p>その意味で、既存各種団体の活動とその中の人材についても見極めを行い、連携を模索しながら組織のあり方（今の部会の中に地区の部会を設け、同様の活動をしている既存団体を地区部会に位置付ける等）も念頭に置いておく必要があるように思う。</p>		
豊田	19	<p>第5章 推進項目 3 (1) ②コーディネート機能の導入検討</p>	<p>コーディネーターに要求する能力と、サポート職員とのかかわりをどのようにしていくのか また、経費はどのようになるのか</p>	<p>まちづくり協議会は、非常に多くの団体、組織の集合体であり、それぞれの団体が個別の課題を抱えています。「地域コーディネート機能」の導入検討は、これら地域団体について実態を把握し、情報提供とネットワーク化を図るための取組の一つです。</p> <p>協議会と地区内の他団体との連絡調整役となるこの取組については、協議会から「本当に必要なのか」、「協議会が望んだものなのか」との意見もいただいております。</p> <p>コーディネーターの任用にかかる人的経費の投入も含め、その具体的な内容については、本計画中に、各協議会からの意見を聴取しながら検討いたします。</p>	5